

記者発表（資料配付）				
月／日 （曜日）	担当課室名 担当班名	TEL	発表者名 （担当主幹名）	その他の 発表先
1 / 16 （木）	ユニバーサル推進課 障害福祉基盤整備班	内線 2967 直通 078-362-3194	課長 相浦 輝之 （班長 足立慎吾）	阪神北 県民局

**指定障害児通所支援事業者「アビリティ株式会社」（伊丹市）への  
児童福祉法に基づく行政処分について**

宝塚健康福祉事務所が児童福祉法（以下「法」という）に基づく監査を標記法人に対し行った結果、法に基づく指定取消等の処分に該当する事実が判明しましたので、1事業所の指定取消及び2事業所の指定効力の一部停止を行います。

**1 処分対象事業者**

法人名：アビリティ株式会社（設立日：平成26年7月17日）

代表者名：代表取締役 森 茂樹

所在地：兵庫県伊丹市寺本一丁目47番地

**2 処分内容**

**(1) 処分対象事業所、処分内容等（詳細は別紙のとおり）**

○おりーぶPrime教室 **指定取消**

- ・実務経験年数要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことに伴う人員基準違反、運営基準違反、不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定（現時点でも指定基準違反状態が継続）
- ・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に係る対象職員未配置期間の不正請求

○おりーぶ瑞穂 **指定の効力の一部停止6ヵ月**

- ・他の事業所を利用したにも関わらずおりーぶ瑞穂から請求した不正請求

○おりーぶ瑞ヶ丘 **指定の効力の一部停止12か月**

- ・実務経験年数要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていたことに伴う人員基準違反、運営基準違反、不正請求
- ・常勤保育士等の未配置期間における不正請求

**(2) 処分の効力発生日**

令和7年2月1日

### 3 経済上の措置

不正請求により支払われた給付費について、当該返還額に法に基づく40%の加算金も合わせて、支払った市町が返還請求する。

要返還額 約15,176千円（現時点の判明分）※要返還額は40%の加算金を含まない額

おりーぶPrime教室	約6,448千円
おりーぶ瑞穂	約5,670千円
おりーぶ瑞ヶ丘	約3,058千円

### 4 欠格事由該当者

以下の者は指定取消処分の対象法人とその役員及び対象事業所の管理者であったことから、児童福祉法第21条の5の15第3項第6号に該当し、取消しの日から5年間は事業所の新規指定及び更新を認められない。

- ・アビリティ株式会社
  - ・同社代表取締役 森 茂樹
  - ・同社元取締役 森 香里
- ※聴聞通知日前60日以内に当該法人役員
- ・おりーぶPrime教室管理者兼児童発達支援管理責任者 吉田 和世
- ※上記の実務経験年数要件を満たしていない児童発達支援管理責任者

## ○処分対象の事業所の状況

事業所名	おりーぶPrime教室	おりーぶ瑞穂	おりーぶ瑞ヶ丘
サービス種別 (定員)	放課後等デイサービス (10名)	放課後等デイサービス (10名) 児童発達支援 (10名)	放課後等デイサービス (10名)
事業所番号	2853301469	2853301261	2853301360
指定日	平成30年7月1日	平成28年2月1日 (放デイ) 平成28年6月1日 (児発)	平成28年12月1日
所在地	伊丹市瑞ヶ丘1-55-1-101	伊丹市瑞ヶ丘1-52A・B	伊丹市瑞穂町6-44-101
処分内容	指定取消	指定の効力の一部停止 6ヶ月 (新規受入の停止)	指定の効力の一部停止12ヶ月 (新規受入の停止)
効力発生日	令和7年2月1日		
処分理由			
人員基準 違反	○ 要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されていた。		○ 要件を満たさない者が令和元年5月7日から令和3年3月31日まで児童発達支援管理責任者として配置されていた。
運営基準 違反	○ 児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していた。		○ 令和元年5月7日から令和3年3月31日まで児童発達支援管理責任者の要件を満たさない者が個別支援計画を作成していた。
不正請求	○ ・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について、対象となる職員が未配置 (常勤換算人数が算定基準を満たさない) である期間があったにもかかわらず、算定要件を満たしていない月においても当該加算を請求した。 ・要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されているにも関わらず、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を行わずに報酬を請求した。	○ 児童発達支援の支給決定を受けている児童3名について、他法人が運営する放課後等デイサービス事業所「おりーぶsocial」を利用して日であるにもかかわらず、「おりーぶ瑞穂」(児童発達支援)を利用していたものとして報酬請求を行った。	○ ・常勤の保育士又は児童指導員が配置されていない期間があったにもかかわらず、人員欠如に係る減算を行わずに報酬請求を行った。 ・要件を満たさない者が児童発達支援管理責任者として配置されているにも関わらず、児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算を行わずに報酬を請求した。
虚偽報告	○ 児童発達支援管理責任者の要件を満たさないにも関わらず、要件を満たしている旨の虚偽の書類を作成し報告を行った。		
不正の手段 による指定	○ 要件を満たさないにも関わらず満たしているものとして、その者を管理者兼児童発達支援管理責任者とした虚偽の申請書類を組織的に作成して指定を受けた。		
要返還額 ※40%の加算金を 含まない額	約6,448千円 ※児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算については今後精査	約5,670千円	約3,058千円 ※児童発達支援管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算については今後精査